



金 沢 市 公 報

号外第5号の11

令和2年(2020年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する 規程 (") 3
●固定資産評価審査委員会告示		●公営企業訓令甲
○金沢市固定資産評価審査委員会規程の一部改 正について (固定資産評価審査委員会) 1	1	○金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一 部改正について (企業総務課) 4
●消防局訓令甲		●病院事業管理規程
○消防職員服務規程の一部改正について (消防総務課) 1	1	○金沢市病院事業の設置等に関する条例施行規 程の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 4
●公営企業管理規程		○金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する 規程 (") 5
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部 を改正する規程 (企業総務課) 2	2	○金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する 規程 (") 8
○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する 規程 (") 2	2	○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (") 8
○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部 を改正する規程 (") 3	3	
○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (") 3	3	

固定資産評価審査委員会告示

●金沢市固定資産評価審査委員会告示第1号

金沢市固定資産評価審査委員会規程(昭和26年固定資産評価審査委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 坂 井 美 紀 夫

第9条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

消防職員服務規程(昭和34年消防本部訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市消防長 清 瀬 守

第14条中「出勤し」を「出勤するとともに、出勤したとき又は退勤するときは」に改め、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、この方法により難しい場合にあっては、職員の勤務時間の状況を把握する方法として別に定める方法によるものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

経営企画部	経営企画課	企画係 財務係 ICT推進係	を に
経営企画部	経営企画課 ガス・発電事業 譲渡準備室	企画係 財務係 ICT推進係	

改める。

第5条の表中

	ICT 推進係	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項 2 情報通信技術の利活用の推進に関する事項	を に
	ICT 推進係	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項 2 情報通信技術の利活用の推進に関する事項	
ガス・発電事業 譲渡準備室		1 ガス事業及び発電事業の譲渡の準備に関する事項	

改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1支出アの表中第2号の項を削り、第3号の項を第2号の項とし、第4号の項から第19号の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2企業総務課の表中「非常勤職員」を「会計年度任用職員その他の非常勤職員」に、

(2) 臨時的任用職員の任免		○		を に
(2) 臨時的任用職員の任免		○		

改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「課長」を「課長 料金センター所長」に、「料金センター所長 発電管理センター所長」を「発電管理センター所長 ガス・発電事業譲渡準備室長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、収入事務受託者が現金以外の方法で収入の納付を受ける場合において、領収証書を交付することが困難であり、かつ、納付者において支払の事実を確認できる手段が講じられていると管理者が認めるときは、領収証書を交付しないことができる。この場合において、管理者は、領収証書を交付しない旨をあらかじめ納付者に告知するものとする。

別表第2から別表第6までの規定中

		賃金 厚生福利費		を
		厚生福利費		に

改める。

様式第18号中「このハガキをお持ちになって裏面記載の取扱金融機関又はコンビニエンスストアで納めて」を「期限までに裏面記載の方法でお支払い」に改める。

様式第23号その4中「本書ご持参のうえ、裏面記載の取扱金融機関又はコンビニエンスストア」を「期限までに裏面記載の方法」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第39号中「このハガキをお持ちになって裏面記載の取扱金融機関又はコンビニエンスストアで納めて」を「期限までに裏面記載の方法でお支払い」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市企業局会計規程の規定は、令和2年度分からの会計事務について適用し、令和元年度分までの会計事務については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日前に改正前の金沢市企業局会計規程の規定により交付された納入通知書及び督促状は、改正後の金沢市企業局会計規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第17条中「とき」の次に「又は退勤するとき」を、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同条ただし書中「職員証によらない職員」を「これにより難しい場合」に、「自ら出勤簿に署名をしなければならない」を「職員の勤務時間の状況を把握する方法として管理者が別に定める方法によるものとする」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局自家用電気工作物保安規程（平成13年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

第4条第5号中「第50条の2第1項」を「第51条第1項」に、「の自主検査」を「の検査」に、「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第13条（見出しを含む。）及び第25条第1項第5号中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第26条中「北陸電力株式会社」を「法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成25年病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「身元引受人を定め」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、本人が入院申込書を提出することができないときは、その者の親族その他関係者が提出するものとする。
第4条第2項を次のように改める。

- 前項の規定により入院申込書を提出する者は、成年者で院長が適当と認めるものを身元引受人及び連帯保証人（以下「身元引受人等」という。）として定め、入院申込書に連署させなければならない。ただし、特別の事情があると院長が認める場合は、この限りでない。

第4条に次の2項を加える。

- 第1項の規定により入院申込書を提出する者は、前項本文の連帯保証人と兼ねることができない。
- 第2項本文の連帯保証人が保証する債務の極度額は、1入院につき300,000円とする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

入 院 申 込 書

患 者	ふりがな 氏 名	⑩	男 女	年 月 日生 (歳)	
	住 所	電話番号			
	勤 務 先	電話番号			
申 込 者	ふりがな 氏 名	⑩	歳	患者と の続柄	
	住 所	電話番号			
	勤 務 先	電話番号			
身 元 引 受 人	ふりがな 氏 名	⑩	歳	患者と の続柄	
	住 所	電話番号			
	勤 務 先	電話番号			
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	⑩	歳	患者と の続柄	
	住 所	電話番号			
	勤 務 先	電話番号			
	極 度 額	1入院につき 300,000円			

上記のとおり入院を申し込みます。

なお、上記の者の入院については、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 入院中は、療養上の指示及び病院の諸規程に従います。また、患者の身上における一切のことは、身元引受人において引き受けます。
- 2 入院料その他の費用は、患者及び申込者が連帯して納付します。なお、患者及び申込者が入院料その他の費用を期日までに納付しなかった場合は、連帯保証人が上記極度額の範囲内において、連帯してその責任を負います。

年 月 日

(宛先) 金沢市立病院長

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、この規程の施行の日以後に入院申込書を提出する者に係る身元引受人及び連帯保証人について適用し、同日前に入院申込書を提出した者に係る申込者及び身元引受人については、なお従前の例による。

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市立病院事務決裁規程（平成25年病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「副院長」の次に「及び院長」を加える。

第4条第1項中「副院長」を「院長」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 管理者及び院長が不在のとき、又は管理者が不在であり、かつ、院長が欠けたときは、副院長が管理者の事務を代決する。

3 院長が不在のとき、又は院長が欠けたときは、副院長がその事務を代決する。

第8条中「副院長」を「院長、副院長」に改める。

別表組織及び人事管理の表及び事務の執行の表を次のように改める。

1 組織及び人事管理

専 決 事 項	専 決 区 分			
	院 長	副院長	所管事務局長等	所管室長等
1 所属職員の配置及び事務分担の決定				○
2 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認			○	
3 内部組織の構成員の任免	○ (副院長)	○ (事務局長等)	○ (室長等以下)	
4 年次有給休暇の処理	○ (副院長)	○ (事務局長等)	○ (室長等)	○ (所属職員)
5 時間外勤務命令及び休日勤務命令				○
6 所属職員の職務に関する証票（職員証を除く。）の発行				○
7 監督員及び検査員の任免			○	
8 出張命令（依頼）				
(1) 市内出張命令	○ (院長)	○ (副院長)	○ (事務局長等・室長等)	○ (所属職員)
(2) 県内出張命令	○ (院長)	○ (副院長)	○ (事務局長等・室長等)	○ (所属職員)
(3) 県外出張命令	○ (副院長)	○ (事務局長等)	○ (室長等)	○ (所属職員)
(4) 特別旅行依頼（費用弁償を含む。）		○ (室長等以上相当)		○ (室長補佐以下相当)
9 職場研修（室等の単位で行うものを除く。）の実施			○	
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）			○	

備考 副院長、事務局長等又は室長等とあるのは、それぞれ、副院長、事務局長等又は室長等に相当する職にある職員を含み、所属職員とあるのは、室長補佐に相当する職以下の職にある職員をいう。

2 事務の執行

専 決 事 項	専 決 区 分			
	院 長	副院長	所管事務 局 長 等	所管室長等
1 国、県等に対する意見書、要望書等の提出			○ (軽易なもの)	
2 国、県等に対する補助金、負担金、交付金等の交付申請			○	
3 国、県等に対する補助金、負担金、交付金等の精算報告及び交付請求				○
4 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達			○	○ (軽易なもの)
5 国、県、市町村その他の公共団体及び関係団体との協議			○ (軽易なもの)	
6 市民からの意見、要望、提案等の処理			○	○ (軽易なもの)
7 附属機関等に対する諮問事項等の決定			○ (軽易なもの)	
8 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定				○
9 職員以外の者の表彰、褒賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定			○ (軽易なもの)	
10 国、県等の表彰及び褒賞に係る推薦			○	
11 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去			○	
12 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分			○	○ (軽易なもの)
13 管理者が行った処分等に対する審査請求に係る弁明書等の提出			○ (軽易なもの)	
14 聴聞及び弁明の機会の付与			○	
15 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定 (第26号に掲げるものを除く。)			○	○ (軽易なもの)
16 定例的な行事における式辞、祝辞等			○	○ (軽易なもの)
17 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布				○
18 告示、公告、公表、公示送達及びその他の公示			○	○ (定例的なもの)
19 照会、回答、報告、通知、依頼等				○
20 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付				○
21 行政情報の公開等の可否の決定			○	○ (軽易なもの)
22 所管の公用車の運行計画の決定				○
23 各種台帳の作成及び管理				○
24 嘱託登記の決定				○

25 貸付金の貸付け（貸付けの予定を含む。） の決定及び貸付けの決定の取消し			1 件につき 3,000万円以下	
26 補助金及び助成金の交付の決定及び変更事項の承認等（額の確定及び交付の決定の取消しを除く。）			○ （法令、条例、 規程又は告示 により補助基 準の定まっ ているもので1 交付先の交付 金額が300万 円以下のもの 及び交付金額 の変更を来さ ない軽易な変 更事項の承認 に限る。）	
27 補助金及び助成金の額の確定			○	
28 在庫物品の請求				○
29 寄附金及び寄附物件の受領の決定			○	
30 事務局等の所管事務に係る企画及び連絡調整			○	
31 所管事務に係る啓発及び普及に関すること。				○
32 その他定例に属し、疑義又は裁量の余地のない事項の処理に関すること。				○

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

別表支出アの表中第2号の項を削り、第3号の項を第2号の項とし、第4号の項から第20号の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市立病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市立病院事業管理規程第3号

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則（平成25年病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「とき」の次に「又は退勤するとき」を、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同条ただし書中「職員証によらない職員」を「これにより難しい場合に」、「自ら出勤簿に署名をしなければならない」を「職員の勤務時間の状況を把握する方法として管理者が別に定める方法によるものとする」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

●金沢市病院事業管理規程第4号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「			報酬 賃金	同上 同上	」を
「			報酬	同上	」に、
「			賃金	事務職員給 「報酬」の職種別区 分にならって分類	」を
「				事務職員給	」に

改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市立病院会計規程の規定は、令和2年度分からの会計事務について適用し、令和元年度分までの会計事務については、なお従前の例による。

令和2年(2020年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	